

株 主 各 位

東京都江東区東陽二丁目4番2号
株 式 会 社 オ ー テ ッ ク
代表取締役社長 神 馬 貢 一 郎

第68回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第68回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年6月27日（月曜日）営業時間終了の時（午後5時30分）までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|-----------------|---|--|
| 1. 日 | 時 | 平成28年6月28日（火曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 東京都江東区東陽二丁目3番12号
ホテル ルートイン東京東陽町 2階 芙蓉の間
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。） |
| 3. 目的事項
報告事項 | | 1. 第68期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の
連結計算書類監査結果報告の件
2. 第68期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）
計算書類報告の件 |
| 決議事項 | | |
| 第1号議案 | | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件 |
| 第4号議案 | | 監査等委員である取締役4名選任の件 |
| 第5号議案 | | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件 |
| 第6号議案 | | 監査等委員である取締役の報酬額設定の件 |
| 第7号議案 | | 役員賞与支給の件 |

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出  
くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類の記載事項を修  
正する必要がある場合には、修正後の事項をインターネット上の当社のウェ  
ブサイト（<http://www.o-tec.co.jp>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

## 事業報告

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当連結会計年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

##### 全般的概況

当連結会計年度における我が国経済は、企業収益や雇用情勢の改善が進み、景気は緩やかな回復基調となりましたが、中国経済の減速懸念や年初以降の円高進行など、先行きの不透明な状況で推移いたしました。

当社グループの事業に関連する建設業界は、工場設備投資に維持・更新の動きがみられ、都市部では再開発案件の供給が継続しておりますが、価格競争や建設労働者不足の問題から、厳しい受注環境が続いております。

このような経済環境下にあきまして、当社グループは、各事業の連携による受注拡大、原価管理の徹底による利益確保に重点を置いた活動に努めてまいりました。

管工機材販売事業につきましては、取扱商品の拡充による受注機会の増大を図り、住設機器類及び特機類などの販売強化による受注拡大に努めてまいりました。

工事事業につきましては、再開発案件や医療・教育施設等の新設工事の受注獲得と、設備の維持・更新・省力化等の提案営業の推進により既設工事の受注を拡大するとともに、人材の積極採用と育成により施工管理を強化し、利益確保に努めてまいりました。

環境機器販売事業につきましては、取扱商品の拡充、各事業と連携した販売に努めてまいりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は234億54百万円（前連結会計年度比11.7%増）となりました。また、利益につきましては、売上高増加に伴う売上総利益の増加などにより、営業利益は14億91百万円（同33.6%増）、経常利益は15億58百万円（同33.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は9億77百万円（同41.4%増）となりました。

## 事業区分別概況

事業区分別の内訳につきましては、次のとおりであります。

(単位：百万円)

| 事業区分別    | 第 67 期<br>(前連結会計年度) |       | 第 68 期<br>(当連結会計年度) |       | 増減率   |
|----------|---------------------|-------|---------------------|-------|-------|
|          | 売上高                 | 構成比   | 売上高                 | 構成比   |       |
| 管工機材販売事業 | 9,250               | 44.1% | 10,680              | 45.5% | 15.4% |
| 工 事 事 業  | 11,412              | 54.3  | 12,314              | 52.5  | 7.9   |
| 環境機器販売事業 | 331                 | 1.6   | 460                 | 2.0   | 38.6  |
| 合 計      | 20,994              | 100.0 | 23,454              | 100.0 | 11.7  |

### イ．管工機材販売事業

管工機材販売事業の主要な商品は、鋼管、継手、バルブ、衛生陶器及び住設機器類であります。

当連結会計年度は、首都圏での売上高が増加したことにより、前連結会計年度比15.4%の増収となりました。

### ロ．工事事業

工事事業の主要な工事は、新設及び既設建物に対する計装工事、電気工事及びメンテナンス（保守）工事であります。

当連結会計年度は、新設工事の売上高が増加したことにより、前連結会計年度比7.9%の増収となりました。

### ハ．環境機器販売事業

環境機器販売事業の主要な商品は、小型貫流蒸気ボイラ、R I 水分密度測定器、水処理装置及び環境関連機器類であります。

当連結会計年度は、小型貫流蒸気ボイラの販売が増加したことにより、前連結会計年度比38.6%の増収となりました。

## ② 設備投資の状況

当連結会計年度における主要設備の新設、除却等はありません。

## ③ 資金調達の状況

当連結会計年度において、新株式発行、社債発行及び重要な長期借入れによる資金調達はありません。

## (2) 直前3連結会計年度の財産及び損益の状況

| 区 分                         | 第 65 期<br>(平成25年3月期) | 第 66 期<br>(平成26年3月期) | 第 67 期<br>(平成27年3月期) | 第 68 期<br>(平成28年3月期)<br>(当連結会計年度) |
|-----------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|-----------------------------------|
| 売 上 高 (百 万 円)               | 19,736               | 21,509               | 20,994               | 23,454                            |
| 営 業 利 益 (百 万 円)             | 877                  | 1,021                | 1,116                | 1,491                             |
| 経 常 利 益 (百 万 円)             | 949                  | 1,062                | 1,167                | 1,558                             |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益 (百 万 円) | 534                  | 555                  | 690                  | 977                               |
| 1株当たり当期純利益 (円)              | 104.17               | 107.89               | 134.18               | 189.75                            |
| 総 資 産 (百 万 円)               | 18,115               | 18,802               | 19,673               | 21,240                            |
| 純 資 産 (百 万 円)               | 9,121                | 9,571                | 10,530               | 11,376                            |
| 1株当たり純資産額 (円)               | 1,746.27             | 1,831.45             | 2,012.76             | 2,172.83                          |

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額は小数点第2位未満をそれぞれ切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり当期純利益は自己株式数控除後の期中平均株式数に基づき、1株当たり純資産額は自己株式数控除後の期末発行済株式数に基づき、それぞれ算出しております。
- なお、自己株式数には、日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与E S O P 信託口・75646口)保有の当社株式を含めております。

## (3) 重要な子会社等の状況

### ① 重要な子会社の状況

| 会 社 名       | 資 本 金 | 議 決 権 比 率 | 主 要 な 事 業 内 容         |
|-------------|-------|-----------|-----------------------|
| 株式会社道東オーテック | 27百万円 | 54.0%     | 管工機材・機器類の販売及び自動制御計装工事 |
| 株式会社オーテック環境 | 26百万円 | 100.0%    | 産業機械の販売及び計測機器の製造・販売   |

### ② その他

#### その他の関係会社の状況

| 会 社 名             | 資 本 金  | 議 決 権 被 所 有 比 率 |
|-------------------|--------|-----------------|
| J F E 継 手 株 式 会 社 | 958百万円 | 19.8%           |

- (注) J F E 継手株式会社は、所有している当社の株式1,046千株のうち1,005千株を株式会社りそな銀行に退職給付信託として拠出しており、株式会社りそな銀行は、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に再信託しております。信託契約上、議決権の行使については、J F E 継手株式会社が指図権を留保しております。

#### (4) 対処すべき課題

今後の経済の見通しにつきましては、企業収益の改善を背景とした民間設備投資の継続が期待されますが、海外経済の減速による円高進行から、不透明な状況が続くものと思われます。

当社グループの事業に関連する建設業界では、東京周辺の再開発案件やオリンピックに関連した周辺施設の整備が見込まれる一方、価格競争や技能労働者不足による工期遅延・労務費増加が懸案事項となっております。

このような状況のもとで、当社グループといたしましては、グループ間の連携による受注強化、利益を重視した販売展開に努めてまいります。

管工機材販売事業におきましては、取扱品目の拡充、既存客先に住設機器類の販売展開を進めることで、売上増加に努めてまいります。

工事事業におきましては、早期の営業展開と原価管理の徹底による大型案件の採算確保、既設・保守案件の提案拡大、人材育成による施工品質の向上に努めてまいります。

環境機器販売事業におきましては、各事業との連携、新規取引先の開拓と取扱商品の拡充に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

#### (5) 主要な事業内容（平成28年3月31日現在）

| 事業区分     | 主 要 製 品                             |
|----------|-------------------------------------|
| 管工機材販売事業 | 鋼管、継手、バルブ、衛生陶器、住設機器類                |
| 工 事 事 業  | 計装工事、電気工事、メンテナンス工事、空調自動制御機器         |
| 環境機器販売事業 | 小型貫流蒸気ボイラ、R I 水分密度測定器、水処理装置、環境関連機器類 |

(6) 企業集団の主要な拠点等（平成28年3月31日現在）

|     |                  |         |
|-----|------------------|---------|
| 当 社 | 本社               | 東京都江東区  |
|     | 管材事業部門           |         |
|     | 札幌支店             | 北海道札幌市  |
|     | 仙台支店             | 宮城県仙台市  |
|     | 東京支店             | 東京都江戸川区 |
|     | 名古屋支店            | 愛知県名古屋市 |
|     | 大阪支店             | 大阪府大阪市  |
|     | システム事業部門         |         |
|     | 北海道支店            | 北海道札幌市  |
|     | 東北支店             | 宮城県仙台市  |
|     | 北関東支店            | 群馬県高崎市  |
|     | 東関東支店            | 茨城県つくば市 |
|     | 東京支店             | 東京都江東区  |
|     | 横浜支店             | 神奈川県横浜市 |
|     | 中部支店             | 愛知県名古屋市 |
| 子会社 | 環境機器事業部門         |         |
|     | 環境機器事業本部         | 東京都江東区  |
|     | 株式会社道東オーテック      | 北海道帯広市  |
|     | 株式会社オーテックサービス北海道 | 北海道札幌市  |
|     | 株式会社三雄商会         | 北海道苫小牧市 |
|     | 株式会社オーテックサービス東北  | 宮城県仙台市  |
|     | 株式会社オーテックサービス北関東 | 群馬県高崎市  |
|     | 株式会社オーテック環境      | 東京都江東区  |
|     | 株式会社九州オーテック      | 福岡県福岡市  |

（注）平成27年4月16日に株式会社オーテックサービス東北を設立し、同社を子会社といたしました。

(7) 従業員の状況（平成28年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

| 従業員数 | 前連結会計年度末比増減 |
|------|-------------|
| 432名 | 7名増         |

（注）従業員数は就業人員（嘱託を含み、常用パートを除いております。）であり、臨時雇用者数（常用パートを含み、人材派遣会社からの派遣社員は除いております。）の総数は、従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。

② 当社の従業員の状況

| 従業員数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------|-----------|-------|--------|
| 388名 | 6名増       | 40.0歳 | 15.6年  |

（注）従業員数は就業人員（嘱託を含み、常用パートを除いております。）であり、臨時雇用者数（常用パートを含み、人材派遣会社からの派遣社員は除いております。）の総数は、従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。

(8) 主要な借入先及び借入額（平成28年3月31日現在）

| 借入先           | 借入額    |
|---------------|--------|
| 株式会社みずほ銀行     | 350百万円 |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行 | 250    |
| 株式会社商工組合中央金庫  | 110    |
| 株式会社群馬銀行      | 100    |

（注）企業集団の主要な借入先として、当社の主要な借入先の状況を記載しております。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況（平成28年3月31日現在）

- |              |          |
|--------------|----------|
| ① 発行可能株式総数   | 16,000千株 |
| ② 発行済株式の総数   | 5,700千株  |
| ③ 株主数        | 558名     |
| ④ 大株主（上位10名） |          |

| 株 主 名                                                    | 持 株 数   | 持 株 比 率 |
|----------------------------------------------------------|---------|---------|
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社<br>（りそな銀行再信託分・JFE継手株式会社<br>退職給付信託口） | 1,005千株 | 19.05%  |
| オーテック従業員持株会                                              | 485     | 9.19    |
| STATE STREET BANK AND<br>TRUST COMPANY 505224            | 420     | 7.96    |
| アズビル株式会社                                                 | 250     | 4.73    |
| オーテック共栄会                                                 | 233     | 4.41    |
| BBH FOR FIDELITY LOW-<br>PRICED STOCK FUND               | 135     | 2.56    |
| 株式会社みずほ銀行                                                | 135     | 2.55    |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行                                            | 120     | 2.27    |
| 株式会社大和バルブ                                                | 120     | 2.27    |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社<br>（株式付与ESOP信託口・75646口）               | 100     | 1.90    |

- （注）1. 当社は自己株式を425,121株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。なお、自己株式425,121株には、日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与ESOP信託口・75646口）が保有する当社株式100,300株を含んでおりません。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
3. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（りそな銀行再信託分・JFE継手株式会社退職給付信託口）は、JFE継手株式会社が所有する持株数1,046千株のうち、1,005千株を株式会社りそな銀行へ委託した信託財産であります。信託契約上、議決権の行使については、JFE継手株式会社が指図権を留保しております。

## (2) 会社役員 の 状況

### ① 取締役及び監査役の状況（平成28年3月31日現在）

| 会社における地位      | 氏 名       | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                                         |
|---------------|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代 表 取 締 役 社 長 | 神 馬 貢 一 郎 |                                                                                                                 |
| 常 務 取 締 役     | 市 原 伸 一   | 管 理 本 部 長 兼 O A 情 報 部 長                                                                                         |
| 取 締 役         | 志 村 裕 通   | シ ス テ ム 事 業 本 部 ・<br>環 境 機 器 事 業 本 部 担 当                                                                        |
| 取 締 役         | 千 脇 信 夫   | 管 材 事 業 本 部 長 兼 営 業 推 進 部 長                                                                                     |
| 取 締 役         | 曳 沼 宏 之   | シ ス テ ム 事 業 本 部 長<br>兼 環 境 機 器 事 業 本 部 長                                                                        |
| 取 締 役         | 元 井 厚 生   | 管 材 事 業 副 本 部 長                                                                                                 |
| 取 締 役         | 横 堀 純 一   | シ ス テ ム 事 業 副 本 部 長                                                                                             |
| 取 締 役         | 熊 木 登     | 公 益 財 団 法 人 日 本 生 産 性 本 部<br>主 席 経 営 コ ン サ ル タ ン ト                                                              |
| 常 勤 監 査 役     | 福 味 純 一   |                                                                                                                 |
| 監 査 役         | 川 田 讓 二   | 川 田 讓 二 公 認 会 計 士 事 務 所 代 表                                                                                     |
| 監 査 役         | 田 中 正 和   | 齋 藤 正 和 法 律 事 務 所 代 表<br>エ コ ナ ッ ク ホ ー ル デ ィ ン グ ス 株 式 会 社 社 外 取 締 役<br>伊 豆 シ ャ ボ テ ン リ ゾ ー ト 株 式 会 社 社 外 取 締 役 |

- (注) 1. 取締役熊木登氏は、社外取締役であります。
2. 監査役福味純一、川田讓二及び田中正和の3氏は、社外監査役であります。
3. 監査役川田讓二氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役田中正和氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、取締役熊木登氏並びに監査役川田讓二及び田中正和の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 事業年度中の取締役の地位・担当の異動は以下のとおりです。

| 氏 名     | 新                 | 旧               | 異動年月日      |
|---------|-------------------|-----------------|------------|
| 市 原 伸 一 | 常務取締役管理本部長兼OA情報部長 | 取締役管理本部長兼OA情報部長 | 平成27年6月25日 |

7. 平成28年4月1日をもって、取締役志村裕通氏は中部地区担当となり、取締役千脇信夫氏は営業担当となり、取締役元井厚生氏は北海道地区担当となりました。

## ② 事業年度中に退任した取締役

| 氏 名     | 退 任 日          | 退任事由 | 退 任 時 の 地 位 ・ 担 当 及 び<br>重 要 な 兼 職 状 況 |
|---------|----------------|------|----------------------------------------|
| 二 瓶 孝 男 | 平成27年 6 月 25 日 | 辞任   | 専務取締役管理統括担当                            |
| 嶋 岡 健 治 | 平成27年 6 月 25 日 | 辞任   | 専務取締役営業統括担当                            |

## ③ 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

### イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分   | 員 数 | 報酬等の総額                    |
|-------|-----|---------------------------|
| 取 締 役 | 10名 | 118百万円（うち社外取締役 1 名 5 百万円） |
| 監 査 役 | 3 名 | 25百万円（うち社外監査役 3 名 25百万円）  |
| 合 計   | 13名 | 144百万円（うち社外役員 4 名 31百万円）  |

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成25年 6 月 25 日開催の第65回定時株主総会において年額180百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成11年 6 月 28 日開催の第51回定時株主総会において年額35百万円以内と決議いただいております。
4. 報酬等の総額には、以下のものも含まれております。
- ・平成28年 6 月 28 日開催の第68回定時株主総会において付議いたします役員賞与  
取 締 役 7 名 30百万円
5. 当事業年度末現在の取締役は 8 名（うち社外取締役は 1 名）、監査役は 3 名（うち社外監査役は 3 名）であります。上記の取締役の員数と相違しておりますのは、平成27年 6 月 25 日付で退任した取締役 2 名が含まれているためであります。

### ロ. 当事業年度に支払った役員退職慰労金

当社は、平成25年 6 月 25 日開催の第65回定時株主総会終結の時をもって取締役及び監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続いて在任する取締役及び監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議いたしております。

これに基づき、当事業年度中に退任した取締役に支払った役員退職慰労金は以下のとおりであります。

- ・取締役 2 名に対し19百万円

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該法人等との関係

- ・取締役熊木登氏は、公益財団法人日本生産性本部主席経営コンサルタントであります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役川田譲二氏は、川田譲二公認会計士事務所代表であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役田中正和氏は、齋藤正和法律事務所代表であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該法人等との関係

- ・監査役田中正和氏は、エコナックホールディングス株式会社及び伊豆シャボテンリゾート株式会社の社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

| 区 分       | 氏 名     | 主 な 活 動 内 容                                                                                                            |
|-----------|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取 締 役     | 熊 木 登   | 当事業年度に開催された取締役会16回のすべてに出席し、経営コンサルタントとしての専門的見地から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。                                    |
| 常 勤 監 査 役 | 福 味 純 一 | 当事業年度に開催された取締役会16回及び監査役会9回のすべてに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。その他に取締役及び事業本部長で構成されている経営会議に出席しております。また、監査室が実施する内部監査に同行しております。 |
| 監 査 役     | 川 田 譲 二 | 当事業年度に開催された取締役会16回のうち13回出席し、9回開催された監査役会のうち7回出席し、必要に応じ、公認会計士としての専門的見地からの発言を行っております。                                     |
| 監 査 役     | 田 中 正 和 | 当事業年度に開催された取締役会16回及び監査役会9回のすべてに出席し、必要に応じ、弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。                                                    |

### (3) 会計監査人の状況

#### ① 会計監査人の名称

- ・新日本有限責任監査法人

#### ② 会計監査人に対する報酬等

|                                 |       |
|---------------------------------|-------|
| イ．当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額        | 35百万円 |
| ロ．当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 39百万円 |

- (注) 1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の会計監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分していないため、上記イ．の金額には、これらの合計額を記載しております。
- 2．当該金額について、監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部門及び会計監査人からの必要な資料・情報の入手や報告の聴取を通じて、前事業年度の監査計画とその実績の比較及び報酬額を確認したうえで、当事業年度の会計監査人の監査計画の内容及び報酬額の妥当性等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

#### ③ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である財務デューデリジェンスに係る助言業務についての対価を支払っております。

#### ④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役会全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。

また、監査役会は、会計監査人の適格性、独立性その他評価基準に従い総合的に評価し、会計監査人の職務の執行に支障があると判断されるなど、会計監査人の変更が必要であると認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

#### ⑤ 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分

金融庁が平成27年12月22日付で発表した懲戒処分等の内容の概要

##### イ．処分対象

新日本有限責任監査法人

ロ. 処分の内容

- ・ 3ヶ月の業務の一部停止（契約の新規の締結に関する業務の停止）  
（平成28年1月1日から同年3月31日まで）
- ・ 業務改善命令（業務管理体制の改善）

ハ. 処分の理由

- ・ 新日本有限責任監査法人（以下「当監査法人」という。）は、株式会社東芝の平成22年3月期、平成24年3月期及び平成25年3月期における財務書類の監査において、当監査法人の公認会計士らが、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明した。
- ・ 当監査法人の運営が著しく不当と認められた。

#### (4) 業務の適正を確保するための体制

当社は、平成27年5月13日開催の取締役会において、業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針（「内部統制システム構築に関する基本方針」）を一部改定する決議をいたしました。

改定後の当該基本方針の内容は次のとおりであります。

- ① 当企業集団の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - イ. 当企業集団は、役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、「オーテックグループ役職員行動規範」に従い行動する。
  - ロ. 当社は、管理担当役員を委員長とする「倫理委員会」において、役職員の日常の行動が法令・定款、社内規程、企業倫理等の社会的規範を遵守し、適切に行われているか検証する。また、役職員に対する企業倫理及び法令遵守意識の啓蒙と違法行為の防止及びコンプライアンス活動の推進を実施する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、株主総会議事録、取締役会議事録等の法定の文書のほか、経営会議議事録等の職務の執行に係る文書を、社内規程に従い適切に保存し、管理する。
- ③ 当企業集団の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - イ. 当社は、事業上のリスクについて、所定の社内規程及び通達に従い、迅速かつ適切な情報伝達と管理を行う。また、想定される様々なリスクに対応するため「リスク管理規程」に基づき、リスク管理体制を強化する。
  - ロ. 当社は、「関係会社管理規程」に基づき子会社に取締役及び使用人を派遣し、経営内容を的確に把握する体制とする。
- ④ 当企業集団の取締役及び使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - イ. 当社は、職務の執行の決定が適切かつ機動的に行われるよう、取締役及び事業本部長で構成する「経営会議」において、取締役会での決議事項以外の重要な職務執行に関して審議及び決定し、実行する。
  - ロ. 当社の事業本部長は、法令・定款、社内規程に従い、担当事業部門を管掌する。また、事業本部ごとに、業務計画を定め、数値目標を設定し、定期的に数値目標の達成度を検証するとともに、業務執行の状況を取締役会へ報告する。
  - ハ. 当社は、業務分掌、職務権限等の社内規程を整備し、各役職者の権限及び責任の明確化を図り、適正かつ効率的な職務が行われる体制を構築

する。

ニ．子会社の職務の執行が効率的に行われることを確保するため「関係会社管理規程」に基づき、子会社から定期的に報告を受ける。

⑤ 当企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ．当社は、「関係会社管理規程」に基づき関係会社に取り締役又は使用人を派遣し、子会社の経営内容を把握するとともに、定期的・継続的に子会社から報告を受ける体制とする。

ロ．当社の監査室は、「内部監査規程」に基づき、子会社を内部監査の対象とし、監査の結果については、当社の代表取締役へ報告する。

⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項

イ．監査役が職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、その職務を補助するための従業員を置くことができる。

ロ．当該従業員の職務執行の独立性を確保するため、任命・異動・評価・懲戒については、監査役の同意を得る。

ハ．当該従業員の職務執行は、監査役に係る業務を優先して行う。

⑦ 企業集団の取締役・監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制

イ．当企業集団の役職員が直接又は間接的に、会社に著しい損害を及ぼす事実や、法令又は定款に違反する行為を発見したときは、直ちに当社監査役に報告する。

ロ．当社の監査役へ報告を行った企業集団の役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止する。

ハ．当社の監査役は、取締役会、経営会議その他社内の重要な会議に出席し、経営上の情報について適時報告が受けられる体制とする。また、監査役が必要と判断したときは、いつでも取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。

⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ．当企業集団の役職員は、当社監査役の要請に応じて必要な報告及び書類の提供を行う。

ロ．監査役は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、弁護士、公認会計士その他の外部専門家を独自に起用できる。

ハ．監査役は、内部監査部門からその監査計画及び監査結果について定期的に報告を受け、必要に応じて調査を求めることができる。

ニ．監査役の職務の執行について必要な費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理については、職

務の遂行に必要ではないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務処理をする。

⑨ 反社会的勢力排除に向けた体制

当企業集団は、反社会的勢力には毅然とした態度で臨み、不当・不正な要求に対しては、警察や弁護士等の外部の専門機関と連携し、一切の関係を遮断する。

⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性を確保するため、法令等に従い、財務報告に係る内部統制を整備、運用し、それを評価する体制を構築する。

## (5) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

### ① 内部統制システム全般に対する取組み

平成27年5月に会社法及び会社法施行規則等が改正・施行されたことに伴い、「内部統制システム構築に関する基本方針」を改正しております。また、内部統制監査によるモニタリングを通じ、法令及び定款違反の発生又は発生のおそれがある場合には、厳正な調査を実施して改善・再発防止を図っております。

### ② コンプライアンスに対する取組み

「オーテックグループ役職員行動規範」を配布し、全ての役職員が基本ルールに則って行動するよう周知徹底を行っております。また、倫理委員会を開催し、内部通報制度の運用状況の確認と問題の早期発見・改善に努めております。

### ③ 職務執行の適正性及び効率的に行われることに対する取組み

定例取締役会及び必要に応じて開催される臨時取締役会のほか、取締役及び事業本部長で構成する「経営会議」を毎月1回開催し、経営上の重要事項に関する迅速な意思決定及び取締役の職務執行の監督を行っております。取締役会議事録や重要事項に関する稟議書等の職務執行に関する情報については、「文書管理規程」等の社内規程に基づき、適切に保存及び管理を行っております。

### ④ 損失の危機の管理に対する取組み

「リスク管理規程」に基づき、取締役会や経営会議においてリスクの把握と対策を検討し、適切な対応に努めております。また、「関係会社管理規程」に基づき、当社の取締役又は幹部社員を子会社に派遣して業務執行の監督を行っております。

### ⑤ 監査役の監査が実効的に行われることに対する取組み

監査役は、取締役会及び経営会議等の重要な会議に出席しております。また、業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて役職員に説明を求めています。定例監査役会及び臨時監査役会では、監査方針、職務の分担に従い、監査に関する重要事項の報告及び協議又は決議を行っております。

---

(注) 本事業報告中の記載数値は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

# 連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目           | 金 額        | 科 目          | 金 額        |
|---------------|------------|--------------|------------|
| (資産の部)        |            | (負債の部)       |            |
| 流動資産          | 16,925,159 | 流動負債         | 9,200,200  |
| 現金及び預金        | 5,703,076  | 支払手形         | 4,137,459  |
| 受取手形          | 3,448,556  | 買掛金及び工事未払金   | 1,785,430  |
| 売掛金及び完成工事未収入金 | 3,941,337  | 短期借入金        | 1,111,852  |
| 営業未収入金        | 1,468,632  | リース債務        | 51,412     |
| 有価証券          | 20,636     | 未払法人税等       | 454,377    |
| 商品            | 475,343    | 未成工事受入金      | 815,007    |
| 未成工事支出金       | 1,542,250  | 賞与引当金        | 271,603    |
| 原材料及び貯蔵品      | 35,954     | 役員賞与引当金      | 42,750     |
| 繰延税金資産        | 168,192    | 完成工事補償引当金    | 11,860     |
| その他           | 136,630    | 工事損失引当金      | 2,500      |
| 貸倒引当金         | △15,452    | 株式給付引当金      | 62,579     |
| 固定資産          | 4,315,637  | その他          | 453,366    |
| 有形固定資産        | 1,541,093  | 固定負債         | 663,641    |
| 建物及び構築物       | 306,605    | 長期借入金        | 87,834     |
| 土地            | 1,148,230  | リース債務        | 109,806    |
| リース資産         | 38,926     | 繰延税金負債       | 187,188    |
| その他           | 47,331     | 再評価に係る繰延税金負債 | 113,798    |
| 無形固定資産        | 130,260    | 役員退職慰労引当金    | 90,745     |
| のれん           | 8,988      | 退職給付に係る負債    | 9,562      |
| リース資産         | 106,049    | その他          | 64,707     |
| その他           | 15,222     | 負債合計         | 9,863,841  |
| 投資その他の資産      | 2,644,283  | (純資産の部)      |            |
| 投資有価証券        | 1,738,144  | 株主資本         | 11,278,841 |
| 退職給付に係る資産     | 157,080    | 資本金          | 599,400    |
| その他           | 751,564    | 資本剰余金        | 553,984    |
| 貸倒引当金         | △2,506     | 利益剰余金        | 10,405,683 |
| 資産合計          | 21,240,796 | 自己株式         | △280,226   |
|               |            | その他の包括利益累計額  | △89,807    |
|               |            | その他有価証券評価差額金 | 311,590    |
|               |            | 土地再評価差額金     | △349,275   |
|               |            | 退職給付に係る調整累計額 | △52,123    |
|               |            | 非支配株主持分      | 187,920    |
|               |            | 純資産合計        | 11,376,954 |
|               |            | 負債純資産合計      | 21,240,796 |

# 連結損益計算書

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額     |            |
|-----------------|---------|------------|
| 売上高             |         | 23,454,637 |
| 売上原価            |         | 19,158,445 |
| 売上総利益           |         | 4,296,191  |
| 販売費及び一般管理費      |         | 2,804,369  |
| 営業利益            |         | 1,491,822  |
| 営業外収益           |         |            |
| 受取利息            | 2,768   |            |
| 受取配当金           | 23,546  |            |
| 不動産賃貸料          | 25,023  |            |
| 仕入割引            | 13,909  |            |
| 販売報奨金           | 20,848  |            |
| 持分法による投資利益      | 7,205   |            |
| その他の            | 8,866   | 102,168    |
| 営業外費用           |         |            |
| 支払利息            | 19,149  |            |
| 不動産賃貸費用         | 9,637   |            |
| その他の            | 6,421   | 35,208     |
| 経常利益            |         | 1,558,782  |
| 特別利益            |         |            |
| 固定資産売却益         | 1,908   | 1,908      |
| 特別損失            |         |            |
| 固定資産売却除却損       | 2,576   |            |
| 役員権評価損          | 2,289   | 4,865      |
| 税金等調整前当期純利益     |         | 1,555,825  |
| 法人税、住民税及び事業税    | 545,202 |            |
| 法人税等調整額         | 11,162  | 556,365    |
| 当期純利益           |         | 999,459    |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 |         | 22,444     |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |         | 977,015    |

# 連結株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

|                               | 株 主 資 本 |         |            |          |            |
|-------------------------------|---------|---------|------------|----------|------------|
|                               | 資 本 金   | 資本剰余金   | 利益剰余金      | 自 己 株 式  | 株主資本合計     |
| 平成27年4月1日期首残高                 | 599,400 | 553,984 | 9,534,165  | △281,088 | 10,406,461 |
| 連結会計年度中の変動額                   |         |         |            |          |            |
| 剰 余 金 の 配 当                   |         |         | △105,497   |          | △105,497   |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益           |         |         | 977,015    |          | 977,015    |
| 信託による自己株式の処分                  |         |         |            | 861      | 861        |
| 株主資本以外の項目の連結会<br>計年度中の変動額(純額) |         |         |            |          |            |
| 連結会計年度中の変動額合計                 | —       | —       | 871,518    | 861      | 872,379    |
| 平成28年3月31日期末残高                | 599,400 | 553,984 | 10,405,683 | △280,226 | 11,278,841 |

|                               | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額  |                |                        |                             | 非 支 配 分<br>株 主 持 分 | 純資産合計      |
|-------------------------------|------------------------|----------------|------------------------|-----------------------------|--------------------|------------|
|                               | その他有価<br>証券評価<br>差 額 金 | 土地再評価<br>差 額 金 | 退職給付に<br>係る調整<br>累 計 額 | そ の 他 の<br>包括利益累<br>計 額 合 計 |                    |            |
| 平成27年4月1日期首残高                 | 320,565                | △355,597       | △9,086                 | △44,118                     | 167,728            | 10,530,071 |
| 連結会計年度中の変動額                   |                        |                |                        |                             |                    |            |
| 剰 余 金 の 配 当                   |                        |                |                        |                             |                    | △105,497   |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益           |                        |                |                        |                             |                    | 977,015    |
| 信託による自己株式の処分                  |                        |                |                        |                             |                    | 861        |
| 株主資本以外の項目の連結会<br>計年度中の変動額(純額) | △8,974                 | 6,322          | △43,036                | △45,689                     | 20,192             | △25,496    |
| 連結会計年度中の変動額合計                 | △8,974                 | 6,322          | △43,036                | △45,689                     | 20,192             | 846,883    |
| 平成28年3月31日期末残高                | 311,590                | △349,275       | △52,123                | △89,807                     | 187,920            | 11,376,954 |

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### ① 連結子会社の状況

|            |     |                                                                           |
|------------|-----|---------------------------------------------------------------------------|
| ・ 連結子会社の数  | 5 社 | 株式会社道東オーテック<br>株式会社オーテックサービス北海道<br>株式会社三雄商会<br>株式会社オーテック環境<br>株式会社九州オーテック |
| ・ 非連結子会社の数 | 2 社 | 株式会社オーテックサービス東北<br>株式会社オーテックサービス北関東                                       |

株式会社オーテックサービス東北については、当連結会計年度において新たに設立しました。また、株式会社オーテックサービス東北及び株式会社オーテックサービス北関東は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純利益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

##### ① 持分法を適用した関連会社の状況

|               |     |           |
|---------------|-----|-----------|
| ・ 持分法適用の関連会社数 | 1 社 | 株式会社大和バルブ |
|---------------|-----|-----------|

##### ② 持分法を適用していない非連結子会社の状況

|                  |     |                                     |
|------------------|-----|-------------------------------------|
| ・ 持分法非適用の非連結子会社数 | 2 社 | 株式会社オーテックサービス東北<br>株式会社オーテックサービス北関東 |
|------------------|-----|-------------------------------------|

株式会社オーテックサービス東北及び株式会社オーテックサービス北関東は、当期純利益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

##### ③ 持分法適用手続きに関する特記事項

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ) 有価証券

- ・満期保有目的の債券
- ・其他有価証券

時価のあるもの

償却原価法（定額法）

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

総平均法による原価法

ロ) たな卸資産

- ・商品
- ・未成工事支出金
- ・原材料及び貯蔵品

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

個別法による原価法

原材料

主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ) 有形固定資産

定率法

（リース資産を除く）

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 10～47年

ロ) 無形固定資産

定額法

（リース資産を除く）

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

ハ) リース資産

- ・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
- ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

### ③ 重要な引当金の計上基準

- |              |                                                                                                  |
|--------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| イ) 貸倒引当金     | 売上債権、貸付金等の貸倒れによる損失に備えて、一般債権については主として貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については、個別に回収可能性を吟味して回収不能見込額を引当計上しております。 |
| ロ) 賞与引当金     | 従業員の賞与の支給に備えて、支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。                                                   |
| ハ) 役員賞与引当金   | 役員賞与の支出に備えて、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。                                                        |
| ニ) 完成工事補償引当金 | 完成工事に係る瑕疵担保等の補償費用に備えて、主として実績率による補償見積額を計上しております。                                                  |
| ホ) 工事損失引当金   | 手持受注工事の将来の損失に備えて、損失の発生が見込まれ、かつ金額を合理的に見積ることができる工事について、損失見積額を計上しております。                             |
| ヘ) 株式給付引当金   | 株式交付規程に基づく従業員への当社株式の交付に備えて、給付見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。                                      |
| ト) 役員退職慰労引当金 | 連結子会社の一部は、役員の退職による慰労金の支給に備えて、連結会計年度末における要支給額を計上しております。                                           |

### ④ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

- |                          |                                                                                                                                                     |
|--------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| イ) 退職給付に係る会計処理の方法        | 退職給付に係る負債については、従業員の退職給付に備えて、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産を控除した額を計上しております。なお、当連結会計年度において認識すべき年金資産が、退職給付債務を超過する場合には、退職給付に係る資産として投資その他の資産に計上しております。 |
| ・ 退職給付見込額の期間<br>帰属方法     | 当社は、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。連結子会社は退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。                                              |
| ・ 数理計算上の差異の<br>費用処理方法    | 数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。                                                     |
| ・ 未認識数理計算上の<br>差異の会計処理方法 | 未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。                                                                               |

ロ) 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事  
原価の計上基準

- ・当連結会計年度末までの 工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）  
進捗部分について成果の  
確実性が認められる工事
- ・その他の工事 工事完成基準

ハ) のれんの償却方法及び償 5年間の定額法により償却を行っております。  
却期間

ニ) 消費税等の会計処理方法 税抜方式によっております。

(5) 会計方針の変更

① 企業結合に関する会計基準等の適用

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更しております。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－2項(4)、連結会計基準第44－5項(4)及び事業分離等会計基準第57－4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる連結計算書類に与える影響は軽微であります。

(6) 表示方法の変更

① 連結損益計算書

前連結会計年度において、「営業外収益」の「その他」に含めておりました「販売報奨金」は、営業外収益の総額の100分の10を超えたため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。

なお、前連結会計年度の「販売報奨金」の金額は2,435千円であります。

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「保険解約返戻金」は、営業外収益の総額の100分の10以下となったため、当連結会計年度より「営業外収益」の「その他」に含めております。

なお、当連結会計年度の「その他」に含まれている「保険解約返戻金」の金額は2,857千円であります。

## 2. 連結貸借対照表に関する注記

### (1) 担保に供している資産

#### ① 金融機関の借入等に対して担保に供している資産

##### イ) 担保提供資産

|         |           |
|---------|-----------|
| 建物及び構築物 | 29,867千円  |
| 土地      | 85,200千円  |
| 計       | 115,067千円 |

##### ロ) 上記に対応する債務

|       |           |
|-------|-----------|
| 短期借入金 | 28,888千円  |
| 長期借入金 | 87,834千円  |
| 計     | 116,722千円 |

#### ② 営業保証金の代用として差入れている資産

|        |          |
|--------|----------|
| 現金及び預金 | 1,500千円  |
| 土地     | 49,087千円 |
| 投資有価証券 | 744千円    |
| 計      | 51,331千円 |

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 1,196,443千円

(3) 受取手形裏書譲渡高 217,208千円

### (4) 事業用土地の再評価

当社は、土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成11年3月31日公布法律第24号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、この評価差額のうち、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

#### 再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額に基づいて、路線価に奥行価格補正等合理的な調整を行って算出したほか、同条第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価に時点修正を行って算出しております。

再評価を行った年月日 平成14年3月31日

再評価を行った土地の連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額 △115,724千円

### 3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

#### (1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株 式 の 種 類 | 当連結会計年度期首の株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末の株式数 |
|-----------|---------------|--------------|--------------|--------------|
| 普 通 株 式   | 5,700,000株    | 一株           | 一株           | 5,700,000株   |

#### (2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 株 式 の 種 類 | 当連結会計年度期首の株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末の株式数 |
|-----------|---------------|--------------|--------------|--------------|
| 普 通 株 式   | 551,683株      | 一株           | 1,200株       | 550,483株     |

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数には、日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与E S O P信託口・75646口）が保有する当社株式（当連結会計年度期首101,500株、当連結会計年度末100,300株）が含まれております。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少1,200株は、日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与E S O P信託口・75646口）が保有する当社株式の処分によるものであります。

#### (3) 剰余金の配当に関する事項

##### ① 配当金支払額等

イ) 平成27年6月25日開催の第67回定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- ・配当金の総額 105,497千円
- ・1株当たり配当額 20円
- ・基準日 平成27年3月31日
- ・効力発生日 平成27年6月26日

(注) 「配当金の総額」には、日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与E S O P信託口・75646口）が保有する当社株式（自己株式）に対する配当金2,030千円が含まれております。

##### ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

イ) 平成28年6月28日開催の第68回定時株主総会において、次のとおり付議いたします。

- ・配当金の総額 200,445千円
- ・配当の原資 利益剰余金
- ・1株当たり配当額 38円
- ・基準日 平成28年3月31日
- ・効力発生日 平成28年6月29日

(注) 「配当金の総額」には、日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与E S O P信託口・75646口）が保有する当社株式（自己株式）に対する配当金3,811千円が含まれております。

#### 4. 金融商品に関する注記

##### (1) 金融商品の状況に関する事項

###### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については、安全性の高い金融資産で運用し、金利動向等を踏まえながら運用益の最大化を図っております。資金調達については、銀行借入により調達し、安定的かつ低利な調達を図っております。

###### ② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形、売掛金及び完成工事未収入金、営業未収入金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しましては、当社は債権管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。連結子会社についても、当社の債権管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

有価証券及び投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である支払手形、買掛金及び工事未払金は、ほとんどが1年以内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金及び長期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、ファイナンス・リース取引に係るリース債務は主に設備投資に係る資金調達であります。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社は月次に資金繰計画を作成するなどの方法により流動性リスクを管理しております。

###### ③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足事項

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価額がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品（（注）2．参照）や子会社株式及び関連会社株式は含めておりません。

|                       | 連結貸借対照表<br>計上額(千円) | 時価<br>(千円) | 差額<br>(千円) |
|-----------------------|--------------------|------------|------------|
| (1) 現金及び預金            | 5,703,076          | 5,703,076  | —          |
| (2) 受取手形              | 3,448,556          | 3,448,556  | —          |
| (3) 売掛金及び完成工事未収入金     | 3,941,337          | 3,941,337  | —          |
| (4) 営業未収入金            | 1,468,632          | 1,468,632  | —          |
| (5) 有価証券及び投資有価証券      | 1,545,027          | 1,546,098  | 1,071      |
| 資産計                   | 16,106,631         | 16,107,702 | 1,071      |
| (6) 支払手形              | 4,137,459          | 4,137,459  | —          |
| (7) 買掛金及び工事未払金        | 1,785,430          | 1,785,430  | —          |
| (8) 短期借入金             | 1,088,000          | 1,088,000  | —          |
| (9) リース債務(流動負債)       | 51,412             | 51,651     | 238        |
| (10) 未払法人税等           | 454,377            | 454,377    | —          |
| (11) 長期借入金(1年内返済予定含む) | 111,686            | 113,431    | 1,745      |
| (12) リース債務(固定負債)      | 109,806            | 110,354    | 548        |
| 負債計                   | 7,738,173          | 7,740,705  | 2,531      |

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

- (1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 売掛金及び完成工事未収入金、並びに(4) 営業未収入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (5) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から掲示された価格によっております。

## 負 債

(6) 支払手形、(7) 買掛金及び工事未払金、(8) 短期借入金、並びに(10) 未払法人税等  
これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似している  
ことから、当該帳簿価額によっております。

(9) リース債務(流動負債)、並びに(12) リース債務(固定負債)

これらの時価については、元利金の合計額を同様のリース取引を行った場合に  
想定される利率で割り引いた現在価値によっております。

(11) 長期借入金（１年内返済予定含む）

長期借入金（１年内返済予定含む）の時価については、元利金の合計額を同様  
の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算出する方法によってお  
ります。

### 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

| 区分    | 連結貸借対照表計上額(千円) |
|-------|----------------|
| 非上場株式 | 56,089         |

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められる  
ことから、「(5) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

## 5. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 2,172円83銭

(2) 1株当たり当期純利益 189円75銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

|                              |              |
|------------------------------|--------------|
| 純資産の部の合計額                    | 11,376,954千円 |
| 純資産の部の合計額から控除する金額            | 187,920千円    |
| (うち非支配株主持分)                  | (187,920千円)  |
| 普通株式に係る期末の純資産額               | 11,189,033千円 |
| 1株当たりの純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数 | 5,149,517株   |

3. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

|                        |            |
|------------------------|------------|
| 親会社株主に帰属する当期純利益        | 977,015千円  |
| 普通株主に帰属しない金額           | —          |
| 普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益 | 977,015千円  |
| 期中平均株式数                | 5,148,886株 |

4. 株主資本において自己株式として計上されている日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与E S O P信託口・75646口)が保有する当社株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。

1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は100,931株であり、1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は100,300株であります。

## 6. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 7. その他の注記

この報告書の記載数値は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

## 8. 追加情報

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

### (1) E S O P 信託の概要

当社は、平成26年2月7日開催の取締役会において、当社の中長期的な企業価値を高めることを目的として、従業員インセンティブ・プラン「株式付与E S O P信託」の導入を決議しており、平成26年2月25日付で自己株式102,000株について、「日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与E S O P信託口・75646口）」に対して、第三者割当による自己株式の処分を実施しております。

本制度は、平成26年5月26日に創業80年を迎えることを機に、当社従業員に対して自社の株式を給付することで、従業員の帰属意識の醸成と経営参画意識を持たせ、長期的な業績向上や株価上昇に対する意欲や士気の高揚を図るとともに、中長期的な企業価値向上を図ることを目的としたインセンティブ・プランであります。

本制度では、当社が当社従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者として、当社株式の取得資金を拠出することにより信託を設定し、当該信託は株式交付規程に従い、平成28年5月26日に本制度にかかる最後のポイントを付与し、信託期間中に付与された累計ポイントに応じた当社株式を、在職時又は退職時に無償で従業員に交付します。当該信託により取得する当社株式の取得資金は全額当社が拠出するため、従業員の負担はありません。

### (2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度72,015千円、100,300株であります。

### (3) 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

該当事項はありません。

# 貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目       | 金 額        | 科 目          | 金 額        |
|-----------|------------|--------------|------------|
| (資産の部)    |            | (負債の部)       |            |
| 流動資産      | 15,690,505 | 流動負債         | 8,598,890  |
| 現金及び預金    | 4,990,286  | 支払手形         | 4,018,055  |
| 受取手形      | 3,291,712  | 買掛金          | 781,040    |
| 売掛金       | 1,735,238  | 工事未払金        | 792,780    |
| 完成工事未収入金  | 1,927,643  | 短期借入金        | 940,000    |
| 営業未収入金    | 1,446,439  | リース債         | 51,412     |
| 有価証券      | 20,626     | 未払金          | 159,890    |
| 商 品       | 414,836    | 未払費用         | 41,866     |
| 未成工事支出金   | 1,537,296  | 未払法人税等       | 422,104    |
| 原材料及び貯蔵品  | 21,036     | 未払消費税等       | 162,355    |
| 前払費用      | 102,551    | 未成工事受入金      | 810,021    |
| 繰延税金資産    | 159,388    | 預り金          | 52,534     |
| 未収入金      | 21,109     | 賞与引当金        | 260,000    |
| その他の      | 32,482     | 役員賞与引当金      | 30,000     |
| 貸倒引当金     | △10,143    | 完成工事補償引当金    | 10,310     |
| 固定資産      | 4,032,219  | 工事損失引当金      | 2,500      |
| 有形固定資産    | 1,385,584  | 株式給付引当金      | 62,579     |
| 建物        | 269,721    | その他の         | 1,437      |
| 構築物       | 2,442      | 固定負債         | 494,225    |
| 車両運搬具     | 28,693     | リース債務        | 109,806    |
| 工具、器具及び備品 | 9,720      | 長期未払金        | 56,193     |
| 土地        | 1,036,080  | 繰延税金負債       | 205,073    |
| リース資産     | 38,926     | 再評価に係る繰延税金負債 | 113,798    |
| 無形固定資産    | 119,058    | その他の         | 9,354      |
| リース資産     | 106,049    | 負債合計         | 9,093,116  |
| 電話加入権     | 13,008     | (純資産の部)      |            |
| 投資その他の資産  | 2,527,575  | 株主資本         | 10,688,163 |
| 長期預金      | 200,000    | 資本金          | 599,400    |
| 投資有価証券    | 1,505,676  | 資本剰余金        | 553,984    |
| 関係会社株式    | 172,803    | 資本準備金        | 525,000    |
| 出資金       | 130        | その他資本剰余金     | 28,984     |
| 破産更生債権等   | 3,016      | 利益剰余金        | 9,809,208  |
| 前払年金費用    | 223,981    | 利益準備金        | 149,850    |
| 投資不動産     | 8,282      | その他利益剰余金     | 9,659,358  |
| 敷金及び保証金   | 207,438    | 固定資産圧縮積立金    | 124,941    |
| その他の      | 208,222    | 別途積立金        | 7,800,000  |
| 貸倒引当金     | △1,975     | 繰越利益剰余金      | 1,734,417  |
| 資産合計      | 19,722,724 | 自己株式         | △274,430   |
|           |            | 評価・換算差額等     | △58,554    |
|           |            | その他有価証券評価差額金 | 290,720    |
|           |            | 土地再評価差額金     | △349,275   |
|           |            | 純資産合計        | 10,629,608 |
|           |            | 負債純資産合計      | 19,722,724 |

# 損 益 計 算 書

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                   | 金 額        |            |
|-----------------------|------------|------------|
| 売 上 高                 |            |            |
| 商 品 売 上 高             | 9,252,950  |            |
| 完 成 工 事 高             | 11,997,903 | 21,250,854 |
| 売 上 原 価               |            |            |
| 商 品 売 上 原 価           | 8,156,797  |            |
| 完 成 工 事 原 価           | 9,334,208  | 17,491,006 |
| 売 上 総 利 益             |            | 3,759,848  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   |            | 2,390,063  |
| 営 業 利 益               |            | 1,369,784  |
| 営 業 外 収 益             |            |            |
| 受 取 利 息               | 2,637      |            |
| 受 取 配 当 金             | 25,771     |            |
| 不 動 産 賃 貸 料           | 28,128     |            |
| 仕 入 割 引               | 13,909     |            |
| 販 売 報 奨 金             | 20,137     |            |
| そ の 他                 | 4,876      | 95,460     |
| 営 業 外 費 用             |            |            |
| 支 払 利 息               | 16,273     |            |
| 不 動 産 賃 貸 費 用         | 10,237     |            |
| 売 上 割 引               | 3,457      |            |
| そ の 他                 | 2,014      | 31,983     |
| 経 常 利 益               |            | 1,433,262  |
| 特 別 利 益               |            |            |
| 固 定 資 産 売 却 益         | 1,818      | 1,818      |
| 特 別 損 失               |            |            |
| 固 定 資 産 売 却 除 却 損     | 2,560      |            |
| 会 員 権 評 価 損           | 2,289      | 4,850      |
| 税 引 前 当 期 純 利 益       |            | 1,430,230  |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 492,000    |            |
| 法 人 税 等 調 整 額         | 3,962      | 495,962    |
| 当 期 純 利 益             |            | 934,268    |

# 株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

|                                | 株 主 資 本  |          |                |           |                         |             |               |           | 株主資本<br>合 計  |
|--------------------------------|----------|----------|----------------|-----------|-------------------------|-------------|---------------|-----------|--------------|
|                                | 資 本 金    | 資本剰余金    |                | 利 益 剰 余 金 |                         |             |               | 自己株式      |              |
|                                |          | 資本準備金    | その他資本<br>剰 余 金 | 利益準備金     | その他利益剰余金                |             |               |           |              |
|                                |          |          |                |           | 固 定 資 産<br>圧 縮<br>積 立 金 | 別途積立金       | 繰越利益<br>剰 余 金 |           |              |
| 平成27年4月1日期首残高                  | 599, 400 | 525, 000 | 28, 984        | 149, 850  | 124, 026                | 7, 500, 000 | 1, 206, 561   | △275, 291 | 9, 858, 531  |
| 事業年度中の変動額                      |          |          |                |           |                         |             |               |           |              |
| 剰 余 金 の 配 当                    |          |          |                |           |                         |             | △105, 497     |           | △105, 497    |
| 別途積立金の積立                       |          |          |                |           |                         | 300, 000    | △300, 000     |           | —            |
| 当 期 純 利 益                      |          |          |                |           |                         |             | 934, 268      |           | 934, 268     |
| 信 託 に よ る<br>自 己 株 式 の 処 分     |          |          |                |           |                         |             |               | 861       | 861          |
| 固 定 資 産 圧 縮<br>積 立 金 の 取 崩     |          |          |                |           | △2, 145                 |             | 2, 145        |           | —            |
| 税 率 変 更 に よ る<br>積 立 金 の 調 整 額 |          |          |                |           | 3, 060                  |             | △3, 060       |           | —            |
| 株主資本以外の項目の事業<br>年度中の変動額(純額)    |          |          |                |           |                         |             |               |           |              |
| 事業年度中の変動額合計                    | —        | —        | —              | —         | 914                     | 300, 000    | 527, 856      | 861       | 829, 632     |
| 平成28年3月31日期末残高                 | 599, 400 | 525, 000 | 28, 984        | 149, 850  | 124, 941                | 7, 800, 000 | 1, 734, 417   | △274, 430 | 10, 688, 163 |

|                                | 評 価 ・ 換 算 差 額 等            |                      |                        | 純 資 産 合 計  |
|--------------------------------|----------------------------|----------------------|------------------------|------------|
|                                | そ の 他 有 価 証 券<br>評 価 差 額 金 | 土 地 再 評 価<br>土 差 額 金 | 評 価 ・ 換 算<br>差 額 等 合 計 |            |
| 平成27年4月1日期首残高                  | 307,437                    | △355,597             | △48,159                | 9,810,371  |
| 事業年度中の変動額                      |                            |                      |                        |            |
| 剰 余 金 の 配 当                    |                            |                      |                        | △105,497   |
| 別途積立金の積立                       |                            |                      |                        | —          |
| 当 期 純 利 益                      |                            |                      |                        | 934,268    |
| 信 託 に よ る<br>自 己 株 式 の 処 分     |                            |                      |                        | 861        |
| 固 定 資 産 圧 縮<br>積 立 金 の 取 崩     |                            |                      |                        | —          |
| 税 率 変 更 に よ る<br>積 立 金 の 調 整 額 |                            |                      |                        | —          |
| 株主資本以外の項目の事<br>業年度中の変動額(純額)    | △16,716                    | 6,322                | △10,394                | △10,394    |
| 事業年度中の変動額合計                    | △16,716                    | 6,322                | △10,394                | 819,237    |
| 平成28年3月31日期末残高                 | 290,720                    | △349,275             | △58,554                | 10,629,608 |

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券

- イ) 満期保有目的の債券
- ロ) 子会社株式及び関連会社株式
- ハ) その他有価証券  
時価のあるもの

償却原価法（定額法）  
総平均法による原価法

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

総平均法による原価法

##### ② たな卸資産

##### イ) 商品

管材事業部門

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

システム事業部門

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

環境機器事業部門

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

##### ロ) 未成工事支出金

個別法による原価法

##### ハ) 原材料及び貯蔵品

原材料

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

## (2) 固定資産の減価償却の方法

### ① 有形固定資産

(リース資産を除く)

#### 定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 10年～47年

車両運搬具 4年～6年

### ② 無形固定資産

(リース資産を除く)

#### 定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

### ③ リース資産

イ) 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

ロ) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

## (3) 引当金の計上基準

### ① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒れによる損失に備えて、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については、個別に回収可能性を吟味して回収不能見込額を引当計上しております。

### ② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えて、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

### ③ 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えて、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

### ④ 完成工事補償引当金

完成工事に係る瑕疵担保等の補償費用に備えて、実績率による補償見積額を計上しております。

### ⑤ 工事損失引当金

手持受注工事の将来の損失に備えて、損失の発生が見込まれ、かつ金額を合理的に見積ることができる工事について、損失見積額を計上しております。

### ⑥ 株式給付引当金

株式交付規程に基づく従業員への当社株式の交付に備えて、給付見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

|                                            |                                                                                                                                                  |
|--------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ⑦ 退職給付引当金                                  | <p>従業員の退職金の支給に備えて、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、当事業年度において認識すべき年金資産が、退職給付債務から数理計算上の差異等を控除した額を超過する場合には、前払年金費用として投資その他の資産に計上しております。</p> |
| イ) 退職給付見込額の期間<br>帰属方法                      | <p>退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。</p>                                                                           |
| ロ) 数理計算上の差異の費用<br>処理方法                     | <p>数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。</p>                                              |
| (4) 収益及び費用の計上基準                            |                                                                                                                                                  |
| ① 完成工事高及び完成工事原価の<br>計上基準                   |                                                                                                                                                  |
| イ) 当事業年度末までの進捗部分に<br>ついて成果の確実性が認められ<br>る工事 | <p>工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）</p>                                                                                                                  |
| ロ) その他の工事                                  | <p>工事完成基準</p>                                                                                                                                    |
| (5) その他計算書類の作成のための基本<br>となる重要な事項           |                                                                                                                                                  |
| ① 消費税等の会計処理方法                              | <p>税抜方式によっております。</p>                                                                                                                             |
| ② 退職給付に係る会計処理方法                            | <p>退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。</p>                                                                          |

(6) 会計方針の変更

① 企業結合に関する会計基準等の適用

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する事業年度の計算書類に反映させる方法に変更しております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－2項(4)及び事業分離等会計基準第57－4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる計算書類に与える影響は軽微であります。

(7) 表示方法の変更

① 損益計算書

前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めておりました「販売報奨金」は、営業外収益の総額の100分の10を超えたため、当事業年度より独立掲記することとしております。

なお、前事業年度の「販売報奨金」の金額は1,877千円であります。

前事業年度において、「営業外費用」の「その他」に含めておりました「売上割引」は、営業外費用の総額の100分の10を超えたため、当事業年度より独立掲記することとしております。

なお、前事業年度の「売上割引」の金額は2,919千円であります。

## 2. 貸借対照表に関する注記

### (1) 担保に供している資産

営業保証金の代用として差入れている資産

|    |          |
|----|----------|
| 土地 | 49,087千円 |
|----|----------|

|                    |             |
|--------------------|-------------|
| (2) 有形固定資産の減価償却累計額 | 1,001,184千円 |
|--------------------|-------------|

### (3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

|          |          |
|----------|----------|
| ① 短期金銭債権 | 99,775千円 |
|----------|----------|

|          |           |
|----------|-----------|
| ② 短期金銭債務 | 705,116千円 |
|----------|-----------|

|          |       |
|----------|-------|
| ③ 長期金銭債務 | 840千円 |
|----------|-------|

### (4) 事業用土地の再評価

土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成11年3月31日公布法律第24号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、この評価差額のうち、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

#### 再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額に基づいて、路線価に奥行価格補正等合理的な調整を行って算出したほか、同条第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価に時点修正を行って算出しております。

|            |            |
|------------|------------|
| 再評価を行った年月日 | 平成14年3月31日 |
|------------|------------|

|                                     |            |
|-------------------------------------|------------|
| 再評価を行った土地の事業年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額 | △115,724千円 |
|-------------------------------------|------------|

### 3. 損益計算書に関する注記

#### (1) 関係会社との取引高

|              |             |
|--------------|-------------|
| ① 売上高        | 171,837千円   |
| ② 仕入高        | 1,832,997千円 |
| ③ 販売費及び一般管理費 | 1,201千円     |
| ④ 営業取引以外の取引高 | 8,202千円     |

### 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

#### (1) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 株 式 の 種 類 | 当事業年度期首の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数 |
|-----------|-------------|------------|------------|------------|
| 普 通 株 式   | 526,621株    | －株         | 1,200株     | 525,421株   |

- (注) 1. 普通株式の自己株式の株式数には、日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与E S O P信託口・75646口）が保有する当社株式（当事業年度期首101,500株、当事業年度末100,300株）が含まれております。
2. 普通株式の自己株式の株式数の減少1,200株は、日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与E S O P信託口・75646口）が保有する当社株式の処分によるものであります。

## 5. 税効果会計に関する注記

### (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

#### 繰延税金資産

|              |            |
|--------------|------------|
| 賞与引当金        | 80,080千円   |
| 未払事業税        | 28,428千円   |
| 減価償却の償却超過額   | 23,220千円   |
| 株式給付引当金      | 19,274千円   |
| 会員権評価損       | 18,621千円   |
| その他          | 65,028千円   |
| 繰延税金資産 小計    | 234,653千円  |
| 評価性引当額       | △32,017千円  |
| 繰延税金資産 合計    | 202,635千円  |
| 繰延税金負債       |            |
| 固定資産圧縮積立金    | △55,089千円  |
| その他有価証券評価差額金 | △123,450千円 |
| 退職給付引当金      | △68,538千円  |
| その他          | △1,242千円   |
| 繰延税金負債 合計    | △248,321千円 |
| 繰延税金資産の純額    | △45,685千円  |

### (2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は前事業年度の計算において使用した32.3%から平成28年4月1日に開始する事業年度及び平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.8%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.6%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が3,640千円、法人税等調整額が3,218千円、その他有価証券評価差額金が6,858千円、それぞれ増加しております。

また、再評価に係る繰延税金負債は6,322千円減少し、土地再評価差額金が同額増加しております。

## 6. 関連当事者との取引に関する注記

### (1) 親会社及び法人主要株主等

| 種類           | 会社等の名称<br>又は氏名  | 所在地         | 資本金又は出資金<br>(千円) | 事業の内容<br>又は職業 | 議決権等の<br>被所有割合<br>(%) | 関連当事者との<br>関係              | 取引の内容         | 取引金額<br>(千円) | 科目          | 期末残高<br>(千円)         |
|--------------|-----------------|-------------|------------------|---------------|-----------------------|----------------------------|---------------|--------------|-------------|----------------------|
| その他の<br>関係会社 | J F E<br>継手株式会社 | 大阪府<br>岸和田市 | 958, 950         | 継手製造<br>販売    | 直接<br>19. 8           | 商品の<br>仕入<br>役員の<br>転籍 1 名 | 管工機材<br>商品の購入 | 1, 295, 004  | 支払手形<br>買掛金 | 442, 708<br>113, 681 |

- (注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等  
一般取引先と同様に決定しております。
2. 取引金額には、消費税等は含まれておりません。
3. J F E継手株式会社は、所有している当社の株式1, 046千株のうち1, 005千株を株式会社りそな銀行に退職給付信託として拠出しており、株式会社りそな銀行は日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に再信託しております。信託契約上、議決権の行使については、J F E継手株式会社が指図権を留保しております。

## 7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 2, 054円19銭

(2) 1株当たり当期純利益 180円57銭

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

|                              |                |
|------------------------------|----------------|
| 純資産の部の合計額                    | 10, 629, 608千円 |
| 純資産の部の合計額から控除する金額            | —              |
| 普通株式に係る期末の純資産額               | 10, 629, 608千円 |
| 1株当たりの純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数 | 5, 174, 579株   |

3. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

|              |              |
|--------------|--------------|
| 当期純利益        | 934, 268千円   |
| 普通株主に帰属しない金額 | —            |
| 普通株式に係る当期純利益 | 934, 268千円   |
| 期中平均株式数      | 5, 173, 948株 |

4. 株主資本において自己株式として計上されている日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与E S O P信託口・75646口)が保有する当社株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。

1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は100, 931株であり、1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は100, 300株であります。

## 8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 9. その他の注記

この報告書の記載数値は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

## 10. 追加情報

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

### (1) E S O P信託の概要

当社は、平成26年2月7日開催の取締役会において、当社の中長期的な企業価値を高めることを目的として、従業員インセンティブ・プラン「株式付与E S O P信託」の導入を決議しており、平成26年2月25日付で自己株式102,000株について、「日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与E S O P信託口・75646口）」に対して、第三者割当による自己株式の処分を実施しております。

本制度は、平成26年5月26日に創業80年を迎えることを機に、当社従業員に対して自社の株式を給付することで、従業員の帰属意識の醸成と経営参画意識を持たせ、長期的な業績向上や株価上昇に対する意欲や士気の高揚を図るとともに、中長期的な企業価値向上を図ることを目的としたインセンティブ・プランであります。

本制度では、当社が当社従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者として、当社株式の取得資金を拠出することにより信託を設定し、当該信託は株式交付規程に従い、平成28年5月26日に本制度にかかる最後のポイントを付与し、信託期間中に付与された累計ポイントに応じた当社株式を、在職時又は退職時に無償で従業員に交付します。当該信託により取得する当社株式の取得資金は全額当社が拠出するため、従業員の負担はありません。

### (2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当事業年度72,015千円、100,300株であります。

### (3) 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

該当事項はありません。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成28年 5 月16日

株 式 会 社 オ ー テ ッ ク  
取 締 役 会 御 中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 柳 井 浩 一 ⑩  
業 務 執 行 社 員  
指定有限責任社員 公認会計士 澤 部 直 彦 ⑩  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社オーテックの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社オーテック及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成28年 5 月16日

株 式 会 社 オ ー テ ッ ク  
取 締 役 会 御 中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 柳 井 浩 一 ⑩  
業 務 執 行 社 員  
指定有限責任社員 公認会計士 澤 部 直 彦 ⑩  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社オーテックの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第68期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第68期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月23日

株式会社オーテック 監査役会

常勤監査役 福 味 純 一 ⑩

監 査 役 川 田 譲 二 ⑩

監 査 役 田 中 正 和 ⑩

(注) 監査役福味純一、川田譲二及び田中正和の3氏は、社外監査役であります。

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当事業年度の業績、将来の事業展開と経営基盤の強化、安定配当の維持等を勘案して、以下のとおり当期の期末配当及びその他の剰余金の処分をさせていただきますと存じます。

#### 1. 期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、普通配当30円に特別配当8円を加え、1株につき38円とさせていただきますと存じます。

##### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

##### (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金38円とさせていただきますと存じます。

なお、この場合の配当総額は200,445,402円となります。

##### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年6月29日といたしたいと存じます。

#### 2. その他の剰余金の処分に関する事項

##### (1) 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金 500,000,000円

##### (2) 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 500,000,000円

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

- (1) 当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、監査等委員会設置会社に移行いたします。

これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。

- (2) 改正会社法により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役につきましても、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるようにするため、現行定款第26条の変更を行うものであります。なお、当該変更については、各監査役の同意を得ております。

- (3) その他、必要な規定及び文言の加除、修正等所要の変更を行うものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力を生じるものといたします。

(下線は変更部分を示します。)

| 現 行 定 款                                                                                                                                                    | 変 更 案                                                                                                                                                 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1章 総 則<br>第1条～第3条 (条文省略)<br>(機関)<br>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。<br>(1) 取締役会<br>(2) <u>監査役</u><br>(3) <u>監査役会</u><br>(4) <u>会計監査人</u><br>第5条～第16条 (条文省略) | 第1章 総 則<br>第1条～第3条 (現行どおり)<br>(機関)<br>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。<br>(1) 取締役会<br>(2) <u>監査等委員会</u><br>(削 除)<br>(3) <u>会計監査人</u><br>第5条～第16条 (現行どおり) |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                          | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第4章 取締役及び取締役会<br/>(取締役の員数)</p> <p>第17条 当社の取締役は、<u>15</u>名以内とする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第18条 1. 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第19条 1. 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> | <p>第4章 取締役及び取締役会<br/>(取締役の員数)</p> <p>第17条 <u>1. 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、10名以内とする。</u></p> <p><u>2. 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第18条 1. 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p><u>4. 監査等委員である取締役の補欠者の選任の効力は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第19条 1. 取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p> <u>2. 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u><br/>           (新 設)<br/><br/>           (新 設)<br/><br/>           (代表取締役及び役付取締役)<br/>           第20条 1. 取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。<br/><br/>           2. 取締役会は、その決議によって取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。         </p> | <p>           (削 除)<br/><br/> <u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u><br/><br/> <u>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u><br/><br/>           (代表取締役及び役付取締役)<br/>           第20条 1. 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。<br/><br/>           2. 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。         </p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第21条 (条文省略)<br/>(取締役会の招集通知)</p> <p>第22条 1. 取締役会の招集通知は、<br/>会日の3日前までに各取<br/>締役及び各監査役に対し<br/>て発する。ただし、緊急<br/>の必要があるときは、こ<br/>の期間を短縮することが<br/>できる。</p> <p>2. 取締役及び監査役の全員<br/>の同意があるときは、招<br/>集の手続きを経ないで取<br/>締役会を開催することが<br/>できる。</p> <p>第23条～第24条 (条文省略)<br/>(新 設)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第25条 取締役の報酬、賞与その他の<br/>職務執行の対価として当会<br/>社から受ける財産上の利益<br/>(以下、「報酬等」という。)<br/>は、株主総会の決議によって<br/>定める。</p> | <p>第21条 (現行どおり)<br/>(取締役会の招集通知)</p> <p>第22条 1. 取締役会の招集通知は、<br/>会日の3日前までに各取<br/>締役に対して発する。た<br/>だし、緊急の必要がある<br/>ときは、この期間を短縮<br/>することができる。</p> <p>2. 取締役の全員の同意があ<br/>るときは、招集の手続き<br/>を経ないで取締役会を開<br/>催することができる。</p> <p>第23条～第24条 (現行どおり)<br/>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第25条 当会社は、会社法第399条の13<br/>第6項の規定により、取締役<br/>会の決議によって重要な業務<br/>執行(同条第5項各号に掲げ<br/>る事項を除く。)の決定の全<br/>部又は一部の決定を取締役に<br/>委任することができる。</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第26条 取締役の報酬、賞与その他の<br/>職務執行の対価として当会<br/>社から受ける財産上の利益<br/>は、<u>監査等委員である取締役<br/>とそれ以外の取締役とを区<br/>別して、株主総会の決議によ<br/>って定める。</u></p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                      | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><u>(社外取締役の責任限定契約)</u></p> <p><u>第26条</u> 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>第5章 <u>監査役及び監査役会</u><br/>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> | <p><u>(取締役の責任免除)</u></p> <p><u>第27条</u> 1. 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役又は支配人その他使用人であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第5章 <u>監査等委員会</u><br/>(監査等委員会)</p> <p><u>第28条</u> <u>監査等委員会は、法令に定めのある事項を決定するほか、その職務遂行のために必要な権限を行使する。</u></p> <p>(常勤の監査等委員)</p> <p><u>第29条</u> <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> |

| 現 行 定 款                                                             | 変 更 案                                                                                                |
|---------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (新 設)                                                               | <u>(監査等委員会の招集通知)</u><br>第30条 1. 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 |
| (新 設)                                                               | 2. 監査等委員全員の同意がある場合は、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。                                                    |
|                                                                     | <u>(監査等委員会規則)</u><br>第31条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款によるほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。                       |
| <u>(監査役の員数)</u><br>第27条 当社の監査役は、4名以内とする。                            | (削 除)                                                                                                |
| <u>(監査役の選任)</u><br>第28条 1. 監査役は、株主総会において選任する。                       | (削 除)                                                                                                |
| 2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 |                                                                                                      |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                      | 変 更 案        |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| <p><u>(監査役の任期)</u></p> <p>第29条 1. <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>   | <p>(削 除)</p> |
| <p><u>(常勤の監査役)</u></p> <p>第30条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>                                                                                                         | <p>(削 除)</p> |
| <p><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p>第31条 1. <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> | <p>(削 除)</p> |
| <p><u>(監査役会規則)</u></p> <p>第32条 <u>監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p>                                                                                       | <p>(削 除)</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                          | 変 更 案                    |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|
| <u>(監査役の報酬等)</u>                                                                                                 | (削 除)                    |
| <u>第33条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u>                                                                             |                          |
| <u>(社外監査役の責任限定契約)</u>                                                                                            | (削 除)                    |
| <u>第34条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u> |                          |
| <u>第35条～第38条</u> (条文省略)                                                                                          | <u>第32条～第35条</u> (現行どおり) |

### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（8名）は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了により退任となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

| 候補者<br>番 号 | ふ り が な<br>氏 名<br>(生年月日)                  | 略歴、当社における地位及び担当<br>( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )                                                                                                                                                             | 所 有 す る<br>当社株式の数 |
|------------|-------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 1          | じん ば こういちろう<br>神 馬 貢 一 郎<br>(昭和23年5月15日生) | 昭和46年3月 当社 入社<br>平成元年4月 当社 システム事業本部東北支店長<br>平成13年4月 当社 システム事業本部長<br>平成13年6月 当社 取締役システム事業本部長<br>平成19年6月 当社 常務取締役システム事業本部担当兼システム事業本部長<br>平成22年6月 当社 常務取締役管材事業本部・システム事業本部統括<br>平成23年6月 当社 代表取締役社長（現任） | 56,300株           |

| 候補者<br>番 号 | ふ り が な<br>氏 名<br>(生年月日)                | 略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当<br>( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )                                                                                                                                                                                                                      | 所 有 す る<br>当 社 株 式 の 数 |
|------------|-----------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 2          | いち はら しん いち<br>市 原 伸 一<br>(昭和36年4月12日生) | 昭和55年4月 当社 入社<br>平成10年4月 当社 システム事業本部東関<br>東支店長<br>平成19年4月 当社 システム事業本部東京<br>支店長<br>平成23年6月 当社 取締役システム事業本<br>部東京支店長<br>平成25年4月 当社 取締役システム事業本<br>部東京支店長兼横浜・<br>東関東地区担当<br>平成26年4月 当社 取締役管理本部長<br>平成27年4月 当社 取締役管理本部長兼O<br>A情報部長<br>平成27年6月 当社 常務取締役管理本部長<br>兼OA情報部長（現<br>任） | 11,400株                |
| 3          | ひき ぬま ひろ ゆき<br>曳 沼 宏 之<br>(昭和36年1月24日生) | 昭和54年4月 当社 入社<br>平成20年4月 当社 システム事業本部中部<br>支店長<br>平成23年6月 当社 取締役システム事業本<br>部中部支店長<br>平成25年4月 当社 取締役システム事業副<br>本部長<br>平成27年4月 当社 取締役システム事業本<br>部長兼環境機器事業本<br>部長（現任）                                                                                                        | 13,000株                |

| 候補者<br>番号 | ふ り が な<br>氏 名<br>(生年月日)                     | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                  | 所 有 す る<br>当社株式の数 |
|-----------|----------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 4         | もと い こう せい<br>元 井 厚 生<br>(昭和29年5月28日生)       | 昭和48年3月 当社 入社<br>平成18年4月 当社 管材事業本部札幌支店<br>長<br>平成20年4月 当社 管材事業副本部長<br>平成24年6月 当社 取締役管材事業副本部<br>長<br>平成25年4月 当社 取締役管材事業副本部<br>長兼東京支店長<br>平成27年4月 当社 取締役管材事業副本部<br>長<br>平成28年4月 当社 取締役北海道地区担当<br>(現任)                            | 9,300株            |
| 5         | よこ ぼり じゅん いち<br>横 堀 純 一<br>(昭和32年2月18日生)     | 昭和56年4月 山武ハネウエル株式会社(現<br>アズビル株式会社) 入社<br>平成14年12月 同社 東関東支店 ソリュー<br>ション営業部 部長<br>平成25年4月 同社 東京本店 計装営業4<br>部 部長<br>平成25年10月 当社 入社<br>平成26年4月 当社 システム事業本部 営<br>業統括部長<br>平成27年4月 当社 システム事業副本部長<br>平成27年6月 当社 取締役システム事業副<br>本部長(現任) | 800株              |
| 6         | ※<br>きた がわ ひで のり<br>北 川 秀 法<br>(昭和34年2月23日生) | 昭和56年4月 当社 入社<br>平成19年4月 当社 管材事業本部東京支店<br>長<br>平成25年4月 当社 管材事業本部営業推進<br>部長<br>平成27年4月 当社 管材事業本部東京支店<br>長<br>平成28年4月 当社 管材事業本部長兼営業<br>推進部長(現任)                                                                                  | 9,000株            |

- (注) 1. 各候補者と当社との間に、特別の利害関係はありません。  
2. ※印は新任の取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者であります。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

| 候補者<br>番号 | ふ り が な<br>氏 名<br>(生年月日)                     | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                               | 所 有 す る<br>当社株式の数 |
|-----------|----------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 1         | ※<br>ふく み じゅん いち<br>福 味 純 一<br>(昭和28年1月21日生) | 昭和53年4月 日本鋼管株式会社(現 J F E<br>スチール株式会社)<br>入社<br>平成2年1月 同社 福山製鋼部ステンレス<br>製鋼工場長<br>平成17年4月 同社 技術協力部主任部員<br>(部長)<br>平成18年4月 J F E継手株式会社 入社<br>岸和田工場長<br>平成19年6月 同社 取締役岸和田工場長<br>平成25年4月 同社 常務取締役商品開発<br>部・品質管理部担当<br>平成25年4月 丸昌工業株式会社 代表取締役<br>平成26年4月 J F E継手株式会社 常任顧問<br>平成26年6月 当社 常勤監査役(現任) | 1,100株            |
| 2         | ※<br>かわ だ じょう じ<br>川 田 譲 二<br>(昭和30年3月13日生)  | 昭和56年10月 プライスウォーターハウス東京<br>事務所入所<br>昭和61年4月 公認会計士登録<br>平成12年4月 中央青山監査法人へ移籍<br>平成19年10月 新日本監査法人(現 新日本有<br>限責任監査法人)へ移籍<br>平成22年6月 川田譲二公認会計士事務所開設<br>同事務所代表(現任)<br>平成23年6月 当社 監査役(現任)                                                                                                          | 一株                |

| 候補者<br>番 号 | ふ り が な<br>氏 名<br>(生年月日)                     | 略 歴、当社における地位及び担当<br>( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )                                                                                                                                              | 所 有 す る<br>当 社 株 式 の 数 |
|------------|----------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 3          | ※<br>た な か ま さ かず<br>田 中 正 和<br>(昭和26年5月8日生) | 昭和58年4月 弁護士登録<br>昭和58年4月 松下照雄法律事務所入所<br>昭和62年4月 齋藤正和法律事務所開設<br>同事務所代表（現任）<br>平成24年6月 当社 監査役（現任）<br>平成26年6月 エコナックホールディングス株<br>式会社 社外取締役（現任）<br>平成26年11月 伊豆シャボテンリゾート株式会<br>社 社外取締役（現任） | 一株                     |
| 4          | く ま き のぼる<br>熊 木 登<br>(昭和33年6月24日生)          | 昭和57年4月 日産自動車株式会社 入社<br>平成10年4月 財団法人社会経済生産性本部<br>(現 公益財団法人日<br>本生産性本部) 入職<br>経営コンサルタント<br>平成21年4月 同財団 主席経営コンサルタン<br>ト（現任）<br>平成26年6月 当社 取締役（現任）                                      | 一株                     |

- (注) 1. 各候補者と当社との間に、特別の利害関係はありません。
2. ※印は新任の監査等委員である取締役候補者であります。
3. 福味純一、川田譲二、田中正和及び熊木登の4氏は、社外取締役候補者であります。
4. 福味純一氏を社外取締役候補者とした理由は、当社の関係会社であるJFE継手株式会社にて培ってきた経験や実績、幅広い知識と見識を、社外取締役としての職務遂行に反映していただけるものと判断したためであります。
5. 川田譲二氏を社外取締役候補者とした理由は、公認会計士として財務及び会計に関する高度な知識を有しており、専門的見地から社外取締役としての役割を果たすことが期待できるものと判断したためであります。
- なお、同氏は過去に会社経営に直接関与された経験はありませんが、公認会計士として財務・会計に精通しており、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。
6. 田中正和氏を社外取締役候補者とした理由は、弁護士としての専門知識を社外取締役としての職務遂行に活かしていただきたいためであります。
- なお、同氏は過去に会社経営に直接関与された経験はありませんが、弁護士としての知識・経験等により、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。
7. 熊木登氏を社外取締役候補者とした理由は以下のとおりです。
- 同氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、経営コンサルタントとして

の豊富な経験と高い見識から、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。

8. 熊木登氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は本株主総会終結の時をもって2年となります。
9. 福味純一、川田譲二及び田中正和の3氏は現在当社の社外監査役であります。それぞれ監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって福味純一氏2年、川田譲二氏5年、田中正和氏4年になります。
10. 福味純一、川田譲二、田中正和及び熊木登の4氏の選任が承認された場合、当社は4氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
11. 当社は、川田譲二、田中正和及び熊木登の3氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ており、川田譲二、田中正和及び熊木登の3氏が選任された場合には、改めて独立役員として届け出る予定であります。

#### **第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件**

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、平成25年6月25日開催の第65回定時株主総会において、年額180百万円以内と決議いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに監査等委員以外の取締役の報酬額を定めることとし、その報酬額を、これまでの取締役の報酬額及び昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額180百万円以内とさせていただきたいと存じます。なお、監査等委員以外の取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものといいたしたいと存じます。

現在の取締役は8名（うち社外取締役1名）であり、本議案に係る監査等委員以外の取締役の員数は、第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと6名となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといいたします。

#### **第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件**

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、監査等委員である取締役の報酬額を年額35百万円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第2号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決されますと4名となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといいたします。

#### **第7号議案 役員賞与支給の件**

当事業年度末時点の取締役8名のうち取締役7名に対し、従来の支給額及び当事業年度の業績等を勘案し、総額30,000千円の役員賞与を支給させていただきたいと存じます。

なお、各取締役に対する金額につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

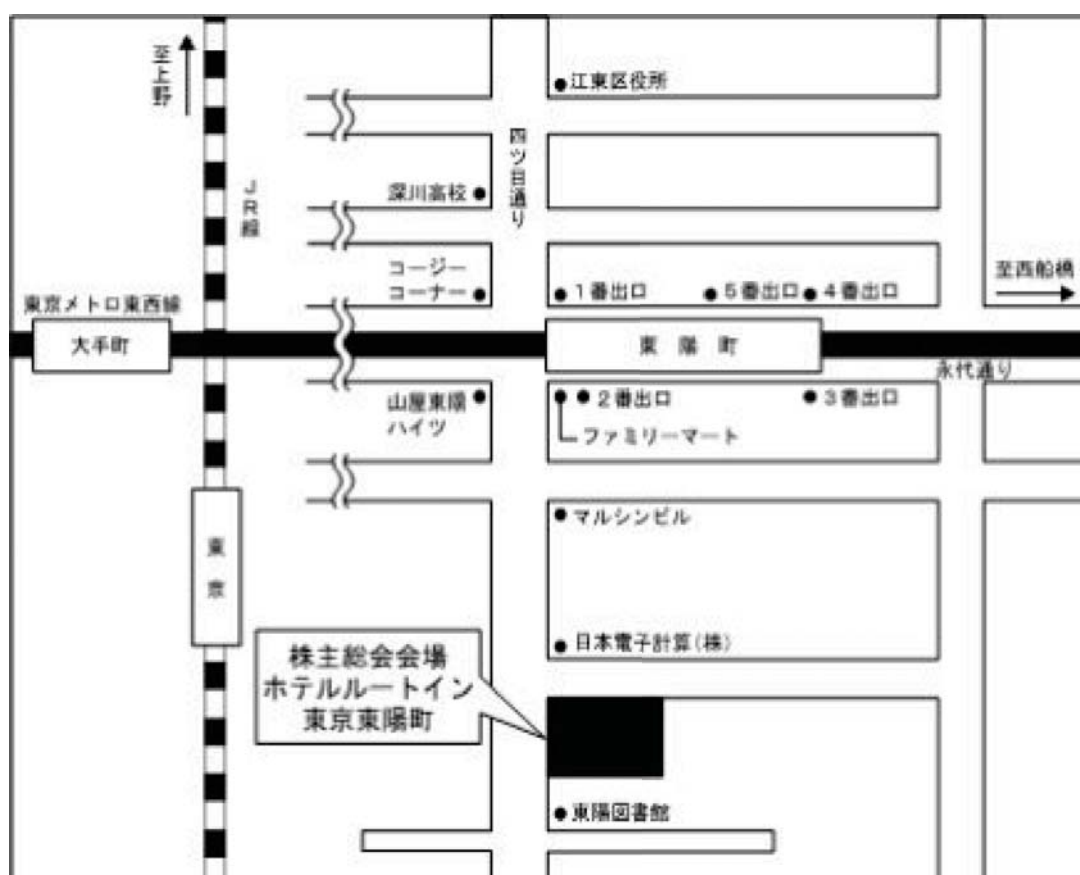
以 上

## 株主総会会場ご案内図

会 場 東京都江東区東陽二丁目 3 番12号

ホテル ルートイン東京東陽町 2階 芙蓉の間

電話03（3649）1211



### 交 通

- 東京メトロ東西線「大手町駅」より10分、「東陽町駅」下車2番出口、徒歩3分